

梅小路公園にぎわい創出事業

(イベント名称：梅小路公園にぎわい市)

物販ブース募集要項

公益財団法人京都市都市緑化協会／梅小路公園管理事務所

1 事業名 梅小路公園にぎわい創出事業（イベント名称：梅小路公園にぎわい市）

2 目的 この事業は、梅小路公園や京都水族館に来られた市民、観光客方に、京都物産を紹介する物販ブースを設けることにより、梅小路公園から京都の食文化等を発信し、併せて梅小路公園の多様な魅力を提供しながら、にぎわいを創出することを目的とします。

3 出店期間 平成25年3月9日（土）～平成25年5月26日（日）の土日祝※1、2

※1 3月18日（月）～3月29日（金）までの春休み期間及び4月30日（火）～5月2日（木）までのゴールデンウィーク期間中は平日も開催します。

※2 4月6日（土）、7日（日）、4月28日（日）は開催しません。

4 募集店数 15ブース

※ただし、この募集とは別に、京都駅西部地域の活性化を目的として、地元商店街が5ブース程度出店します。

5 応募の資格条件

- (1) 京都市内に本社、支社、店舗等を有している事業者で構成する団体であること。
- (2) 京都の文化・観光振興等、公益的事業を実施することを目的している団体であること。
- (3) 梅小路公園において、にぎわいを創出する趣旨から上記期間を継続して、一定の出店者数を（3ブース以上15ブース以下）を確保可能な団体。
- (4) 原則として物品を販売し、飲食物を販売する場合は、事前に必要な手続き（下京保健センターへの届け出等）を行うこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属するものではないこと。
- (6) この事業を公益財団法人京都市都市緑化協会との共催事業であることに同意すること。

6 出店に関する条件

- (1) 1団体につき、3ブース以上15ブース以下の申し込みとする。
（申込状況によりブース数を調整する場合があります。）
- (2) 1ブースの面積は2.7m×3.6m（テント）とし、団体でテントを統一すること。
また、販売物、什器、広告物などがテント外に出ないようにすること。
なお、出店場所については出店者決定後の説明会において調整又は抽選で決定する。
- (3) 事前または出店中に連絡調整ができる責任者を置くこと。
- (4) テント・什器等の備品にかかる費用は出店者が負担すること。
- (5) ブースの設置、撤去は出店者が責任を持って行うこと。テントは出店日前日の午後5時から設置し、出店終了後午後5時から速やかに撤去すること。
（例：土日開催の場合：金曜日の午後5時から設置、日曜日の午後5時から撤去）
- (6) テントや備品等の安全管理は十分に行うこと。特に突風に対しての安全策は必ず講じること。

- (7) ブースの装飾は販売商品の価格を表示することを主体とし、過剰な宣伝広告用のものは掲示できません。
- (8) 出店ブースで販売する物品・飲食物は、原則として店舗等で実際に販売している物に限ります。また、缶ジュース、ペットボトル飲料等は販売できません。
- (9) 車両による搬入出は定められた経路、時間を厳守してください。
※別頁【搬入出について】参照
- (10) 公園内の電気・水道は使用できません。（発電機、飲料水等は持ち込みです。）
- (11) テント等の保管については、スペースに限りがあるので、出店者同士で協議のうえ、利用してください。なお、倉庫内での盗難や破損等については、当協会はその責を負いません。
- (12) ゴミは使用者が責任をもって後始末をしてください。来場者からのゴミが予想される場合は、出店者にてゴミ箱を設置し、出店者の責任において持ち帰ってください。
- (13) 施設等を破損した場合は使用者によって現状復旧していただきます。
- (14) 食品の販売については、食品衛生関係法令等基準に従い、陳列、保管、および冷蔵庫での温度管理を行い、かつ容器包装により販売商品を手渡すまで汚染防止の措置を行うこと。（現場調理を伴うものは出店できません）また、食品衛生法等に基づく表示を行うこと。
- (15) 接客態度、店構え、衛生状態等に著しく問題があった場合や、出店の条件等に違反があった場合は、出店を中止していただくことがあります。

7 禁止事項

- (1) 申し込み後、出店の権利を第三者に譲渡、転貸、委任すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) くじ引きなどで射幸心をあおること。
- (4) 危険物を持ち込むこと。
- (5) 販売商品が公園のイメージを損なう恐れがあるものや、公序良俗を乱す恐れがあるもの。
- (6) その他、協会が妥当でないと判断したもの。
- (7) その場で飲用するアルコール類の販売は禁止します。（缶ビール等）
- (8) 周辺道路の駐停車を禁止します。（販売物品の補充時などご注意ください。）

8 その他

その他、定めのない事項やその他の疑義が生じた場合については協会と協議の上、決定するものとする。その際には個々の出店者ではなく、団体の責任者と協議するものとする。

9 応募方法

FAX 限定とします。

申し込み書類（PDF）をプリントアウトして記入の上、
問い合わせ先・提出先に平成25年2月6日（水）～2月19日（火）午後5時までに、FAX
してください。

10 使用料について

1ブース@3,500円/1日

当協会が発行する請求書をもって、指定する期日までに納入すること。

期日までに納入されない場合は、出店決定後も取り消す場合があります。

施設の管理上及び天候等で主催者が危険と判断した場合により、使用の許可を取り消した場合は、未実施日分の使用料を返還します。

※申込者の都合により利用を中止する場合は、使用料は返還できません。

11 スケジュール

公募期間：平成25年2月6日（水）～平成25年2月19日（火）

抽選日・抽選結果発表：平成25年2月20日（水）

出店者説明会：平成25年2月26日（火）午後2時から（予定）

12 質疑

質疑がある場合は、内容を簡潔にまとめた文書をファックスで提出してください。

なお、質疑の提出期限は平成25年2月15日午後5時までとします。

13 問い合わせ先・提出先

公益財団法人 京都市都市緑化協会

〒605-0071 京都市東山区円山町463番地

TEL：075-561-1350 FAX：075-561-1675

出店範囲：下記図面参照

【搬入出について】

搬入時間：午前8時から午前8時50分まで

搬出時間：午後5時から午後6時まで

車両出入口：木津屋橋入口

搬入出作業が終了した車両はすみやかに、公園外へ移動してください。園内に駐車はできません。

園内では、ハザードを点灯し、歩行者優先、最徐行で走行してください。

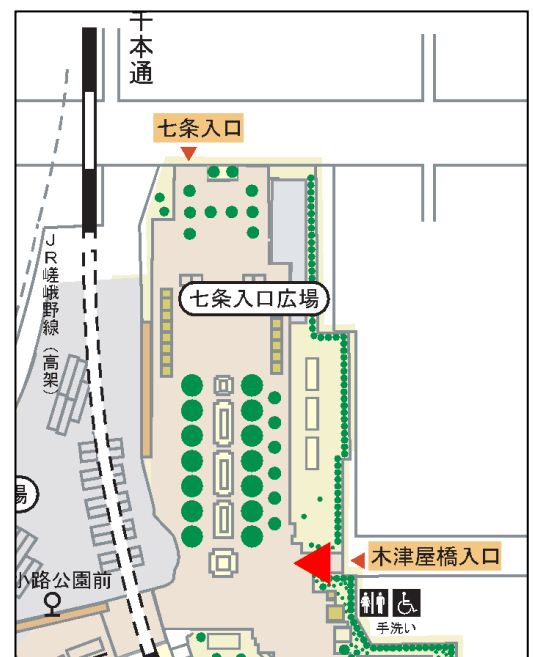
【出店者駐車場について】

出店者用駐車場はありません。

ただし、公園内バックヤードが使用できる日に限り、

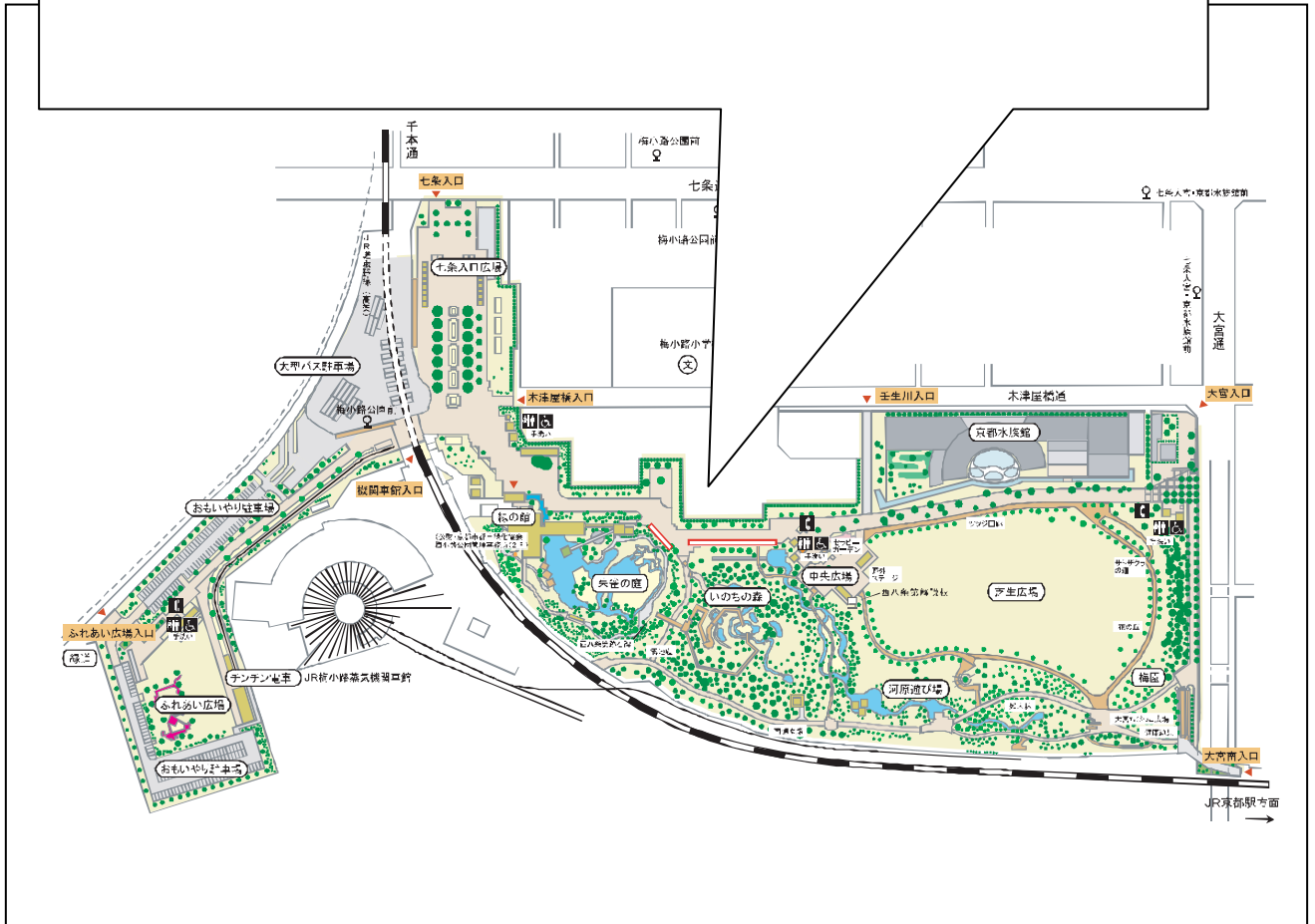
1台1,000円（1店舗につき1台まで）で駐車スペースを

確保します。使用できる日程については、出店者説明会でお知らせします。



搬入経路図

■ 出店範囲図



梅小路公園にぎわい事業 出店申込書

公益財団法人京都市都市緑化協会 理事長 様

団体名 _____

代表者指名 _____

梅小路公園にぎわい創出事業の実施にあたり、出店条件を遵守した上で出店を希望しますので、下記の通り申し込みます。

1、団体の概要

団体名	
住所	〒 _____
加入者数	
当日現場担当者	(ふりがな)
住所	〒 _____
電話&携帯電話	
FAX	
E-mail	

2、希望ブース _____ ブース (3ブース以上15ブース以下)

3、出店内容

出店日	出店者名(店舗名)	販売品目	備考

※ 販売品目に記載のない商品は販売できません。

※ 記入欄が足りない場合は、別紙(様式自由)に記載して下さい。